

小型家電リサイクル法に基づく小型電子機器の リサイクルに向けた本市の取組について

1 小型家電リサイクル法について

使用済小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として排出され、一般廃棄物として市町村による処分が行われています。市町村における現状の処分の状況は、鉄やアルミニウム等一部の金属のみ回収され、その他の金や銅などの有用な資源は埋立処分されています。この状況に鑑み、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型電子機器等を市町村が分別回収し、国が認定した事業者へ引渡すことで、レアメタルをはじめとした有用金属の再資源化が行われる「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年4月1日から施行されています。

2 小型家電リサイクル法の施行に伴う本市の対応

小型家電リサイクル法の施行を受けて、本市では、小型電子機器等の回収方法等について検討を進めてきたところです。

これまでの検討を踏まえ、今後、以下の方法により小型電子機器等の回収を進め、「環境立市あきた」の実現に向けた施策の一つとして積極的に取り組みたいと考えています。

3 本市の小型電子機器等の回収方法等

(1) 回収方式

公共施設44箇所に回収ボックスを設置し、市民から小型電子機器等を回収予定。また、普及啓発の観点から、各種イベント等においても回収する予定です。

【小型電子機器の回収フロー】



(2) 回収品目について

回収する小型電子機器等は、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべきであり、標準的なケースにおいて無償での引渡しが可能として国のガイドラインに示されている品目（パソコン、電話機等）の中から指定します。

【小電対象品目】

電 話	携帯電話、PHS、パーソナルコンピュータ（モニタ含む）、タブレット型情報通信端末、電話機、Fax
ラジオ	ラジオ
カメラ	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
映像用機器	DVDビデオレコーダ、HDDレコーダ、ブルーレイレコーダ、ブルーレイプレーヤ、ビデオテープレコーダ、テレビチューナー（地上波デジタル・BS・CS）、STB（セットトップボックス）
音響用機器	MDプレーヤ、CDプレーヤ、テープレコーダ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、ヘッドホン、イヤホン、補聴器
補助記憶装置	ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード
電子書籍端末	電子書籍端末
事務用電気機械器具	電子辞書、電卓
測定用電気機械器具	電子血圧計、電子体温計
蛍光灯器具・時計	懐中電灯、腕時計、アナログ時計、デジタル時計
美容用機器	ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気カミソリ、電気バリカン、電気カミソリ洗浄機、電動歯ブラシ
ゲーム機	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ（たまごっち等）
カー用品	カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカー、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット
上記の附属品	リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等